

独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月13日

日本たばこ産業株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	林 克次
----------------	-------	------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松藤 斉
----------------	-------	------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	飯野 健一
----------------	-------	-------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 英司
----------------	-------	-------

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本たばこ産業株式会社の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本たばこ産業株式会社及び連結子会社の平成16年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、連結子会社であるカナダ法人JTI-Macdonald Corp.（以下、JTI-Mac社）は、ケベック州税庁より、会社によるRJRナビスコ社（以下、RJR社）からの米国以外のたばこ事業買収以前である平成2年から平成10年にかけて、たばこ密輸に関与したとして、平成16年8月11日、約13.6億カナダドルの課税通知を受取った。JTI-Mac社は、事業資産の差し押え等により、通常の事業運営を継続することが困難となる恐れがあったことから同年8月24日、オンタリオ州上級裁判所に「Companies' Creditors Arrangement Act（企業債権者調整法）」の申請を行い、現在同法の適用下で事業を継続している。JTI-Mac社が本件に関し何らかの損害及び費用を負担した場合には、平成11年における会社とRJR社との買収時の契約に基づき、会社は本件に関わる損害及び費用を、売り手側であるRJR社（現レイノルズアメリカン社他）に求償できる権利があると考えている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月9日

日本たばこ産業株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 林 克次

指定社員
業務執行社員 公認会計士 五十嵐 達朗

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 英司

指定社員
業務執行社員 公認会計士 桃木 秀一

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本たばこ産業株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本たばこ産業株式会社及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

追加情報1. に記載のとおり、連結子会社であるカナダ法人JTI-Macdonald Corp. は、平成16年8月11日にケベック州税庁より約13.6億カナダドルの課税通知の送付を受け、同年8月24日にオンタリオ州上級裁判所に「Companies' Creditors Arrangement Act（企業債権者調整法）」の申請を行い、平成17年9月30日現在同法の適用下で事業資産が保全され、事業を継続している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月13日

日本たばこ産業株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	林 克次
----------------	-------	------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松藤 斉
----------------	-------	------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	飯野 健一
----------------	-------	-------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 英司
----------------	-------	-------

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本たばこ産業株式会社の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第20期事業年度の中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日本たばこ産業株式会社の平成16年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、平成11年のRJRナビスコ社からの米国以外のたばこ事業買収に伴い会社が取得したキャメル、ウィンストン、セーラム等のブランドの国内向け製品について、輸入・販売を行っている三菱商事株式会社及び株式会社國場組と、平成16年10月1日に同製品の輸入・販売に関する契約を平成17年4月末日をもって終了することに合意した。これにより、平成17年5月以降、国内における同製品については、会社が自ら輸入・製造・販売することとなる。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月9日

日本たばこ産業株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 林 克次

指定社員
業務執行社員 公認会計士 五十嵐 達朗

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 英司

指定社員
業務執行社員 公認会計士 桃木 秀一

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本たばこ産業株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第21期事業年度の中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日本たばこ産業株式会社の平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。